

国民年金法

ガイダンス

国民年金法 (1) 国民年金法の意義

国民年金法は憲法25条第2項の理念に基づいて制定されており、国民に老齢、障害、又は死亡という保険事故が発生したときに、年金又は一時金を支給することにより、国民の生活を安定させることを目的とした公的年金制度である。

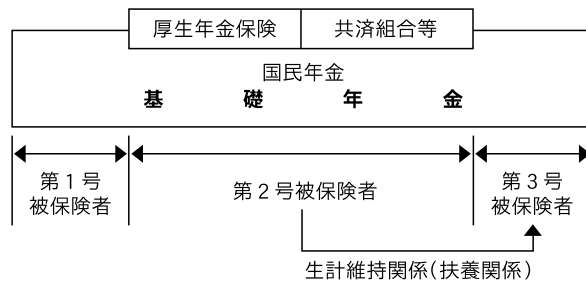
* 憲法25条第2項

「国は、すべての生活部面について、社会福祉、**社会保障**及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

【学習のポイント】

被保険者

【被保険者】



[強制加入被保険者]

・ 第1号被保険者

20歳以上60歳未満の、自営業者及びその配偶者、国会議員（地方議会議員）及びその配偶者、20歳以上の学生、無職等

・ 第2号被保険者

会社員、公務員等

・ 第3号被保険者

第2号被保険者の配偶者であって、扶養家族とされている者（専業主婦等）

[任意加入被保険者]

・ 在外邦人、日本国内に居住する60歳以上70歳未満の者等